

意見募集に寄せられたご意見及び これに対するホットライン運用ガイドライン検討協議会の考え方について

第1 ホットライン運用ガイドライン改訂案に関するご意見

1. わいせつ物公然陳列の該当性判断の基準に関するご意見

【改訂案の内容】

- ・ わいせつ物公然陳列の判断基準を明らかにするために、「明確」という語を追加し、「性器が明確に確認できる画像又は映像」とした。
- ・ 「ただし、性器が確認できたとしても、学術・医学目的など、見る者の好色的興味に訴えることを目的としているのではないと認められる場合は、この限りではない。」というただし書きを追加した。

【寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方】

No.	寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	ただし書きについて、判断基準に刑法の法文にない要件を加えるべきではない。	ホットライン運用ガイドラインの「構成要件該当性を判断する上での判断基準」は、刑法の構成要件に独自の要件を追加するものではなく、法の構成要件に該当するか否かをホットラインセンターで判断するための判断基準として定めたものです。 ただし書きは、どのような場合にわいせつ性が否定されることがあるのかについて、裁判例を参考に基準を分かり易く説明したものです。
2	『性器』の処理の程度をわいせつ性の基準にすべきではない。	ホットライン運用ガイドラインの「構成要件該当性を判断する上での判断基準」は、法の構成要件に該当するか否かをホットラインセンターで判断するための基準を定めたものですが、『性器』が確認できる場合や、マスク処理が施されていても当該マスクを容易に除去できる場合に、わいせつ性が認められるとすることは、わいせつ性が認められるか否かの客観的な判断基準として妥当であると考えています。 なお、性器が確認できる場合であっても、見る者の好色的興味に訴えることを目的としているのではないと認められ、わいせつ性が認められない場合があることを、ただし書きとして明らかにしています。
3	「学術・医学目的など」との例外部分に「芸術目的」を追加すべき	ただし書きは、性器が確認できる場合であっても、見る者の好色的興味に訴えることを目的としているのではないと認められ、わいせつ性が認められない場合があることを示すものです。明らかなものの例示として学術・医学目的を掲げていますが、その他のものについても、個別に判断すべきであると考えています。
4	迅速な処理の観点から、マスク除去情報が共に陳列されている場合に限定したり、通報者にマスク除去情報の提供を求めるべきである。	容易に除去可能なマスク処理画像がわいせつ物に該当する可能性があることについては裁判例により示されているため、ホットラインセンターの運用ガイドラインにおいても、それに準ずる形で判断基準を定めています。

		なお、現状において、マスク処理が施されたわいせつ画像の通報はほとんどありません。
--	--	--

2. 児童ポルノ公然陳列の該当性判断の基準に関するご意見

【改訂案の内容】

- ・ 児童ポルノ公然陳列の該当性判断基準のうち「児童の全裸又は全裸に近い状態」という表現を、法律の文言に合わせて「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態」とした。

【寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方】

No.	寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	児童ポルノ公然陳列の該当性判断の基準について、児童ポルノに該当する場合として「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態」としたのは適用範囲が広がり不適当である。	改訂案では、構成要件該当性の判断を行うための判断基準を、児童ポルノ法の条文に合わせるかたちで「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態が描写している画像等であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」と変更したものであり、適用範囲を広げるものではなく、妥当なものであると考えています。
2	児童ポルノの判断基準に「性欲を興奮させ又は刺激するもの」といった、主観的な表現を用いるべきではない。	「性欲を興奮させ又は刺激するもの」という表現は、児童ポルノ法における表現と同じものであり、主観的な表現ではないと考えています。
3	図画・イラスト等の創作物は、児童ポルノの定義に含めるべきではない。	ホットライン運用ガイドラインでいう「児童ポルノ」の定義は、脚注15に記載しているとおり、児童ポルノ法第2条で定義される児童ポルノと同じく、実在の児童の姿態を描写したものを指し、「実在しない児童」を描写したものについては対象となっておりません。
4	児童ポルノの定義は、法と同じでなければならず、法文にない要件を加えてはならない。	ホットライン運用ガイドラインの「構成要件該当性を判断する上での判断基準」は、法の構成要件について、独自の要件を追加するものではありません。違法情報として掲げている8類型の構成要件は、すべて法律上の構成要件と同じです。
5	外見だけで児童かどうかを判断すべきではない。	ホットラインセンターが、違法情報該当性等を判断する上で、画像等に描写されている対象者の外見や、付随する情報(対象の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイト等に掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)から判断することは妥当であると考えています。
6	児童ポルノでないものを児童ポルノと誤って判定することは許されないことを前提としつつ、児童ポルノを見逃す可能性を減らすために、実態にあわせて、的確な該当性判断ができるような基準となることが望ましい。	ホットラインセンターが、違法情報該当性等を判断する上で、画像等に描写されている対象者の外見や、付随する情報(対象の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイト等に掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)から判断することは妥当であると考えています。

3. 公序良俗に反する情報①の要件に関するご意見

【改訂案の内容】

- ・ 「① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報」の例示・説明について、通報実態を踏まえて、「vi 偽造通貨の交付・収得」、「vii 臓器売買」、「viii 人身売買」、「ix 自殺関与」を追加した。
- ・ 「i けん銃等の譲渡」について、実態として必ずしも通報が多くないことから画像の要件を削除した。また、譲り渡す場合だけではなく、譲り受ける場合もあることから「譲渡等」に改めた。
- ・ 「v 殺人、傷害、脅迫、恐喝」について、具体的に対象者等を特定した上で不特定多数に「依頼」する例もあることから、対象者が特定できる場合を条件として「依頼」を追加した。

【寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方】

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	安易に言葉の表記のみで判断するのではなく、その内容から明確な自殺の意思があった場合と判断した時にのみと限定すべき。	「自殺、逝く、死にたい」との表記は、自殺を意味する表現の例示として掲げているものです。判断基準に「掲載されている他の情報等(内容、連絡方法等)から、自殺関与を直接的かつ明示的に請負していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる」と記載しているとおり、これらの表現が記載されることをもってのみ、公序良俗に反する情報と判断するのではなく、その他の記載内容も含めて総合的に判断するものです。
2	緊急性のある自殺予告も有害情報として対応してほしい。	自殺予告のうち、記載内容から総合的に見て、近日中に実行の可能性が高いと思われるものについては、現在でも管轄の都道府県警察へ情報提供し、保護を要請しています。
3	自殺の方法を教えているサイトも有害情報に追加してほしい。	自殺の方法を教示する、いわゆる「自殺マニュアル」のような情報については、書籍等に対する規制とのバランスから、現時点はガイドラインの対象外としています。 しかし、判断基準に記載しているとおり、掲載されている他の情報等から自殺関与を直接的かつ明示的に請負していると認められるときは、公序良俗に反する情報として削除要請等を行います。 なお、違法情報、公序良俗に反する情報の該当性判断は、情報毎に行うものであり、サイトを違法なサイト、公序良俗に反するサイトとして判断するものではありません。
4	人身売買、臓器売買の現状をインターネットで伝える場合もあり、これらを公序良俗に反する情報に含めるならば、明確な判断基準が必要。	人身売買、臓器売買の判断基準に記載しているとおり、掲載されている他の情報等から、人身売買、臓器売買を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときに公序良俗に反する情報と判断するものであって、臓器売買の現状を伝えるような情報を公序良俗に反する情報とするものではありません。

4. その他の修正に関するご意見

【改訂案の内容】

- ・「購入、買います」という表現の重複を改める等平仄を合わせる修正を行った。
- ・また、関係する参考条文を追加した。

【寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方】

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
	なし	なし

5. その他のホットライン運用ガイドラインの違法情報、有害情報の部分に関するご意見

【寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方】

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	向精神薬の広告規制に関する参考条文が記載されていないので、麻薬及び向精神薬取締法50条の18の準用規定を記載しておくことよい。	ご指摘を踏まえ、第3 2⑥【薬物関連情報】及び参考条文に追記します。
2	児童ポルノ公然陳列が最重要課題であるとわかるようにガイドライン上で位置づけるべき。	ホットラインセンターで違法情報と判断したものについては、優劣をつけることなく、すべて、手続きにそった対応を行っています。
3	クリック詐欺を、わいせつ情報又は振り込め詐欺関連情報に係る違法情報として位置づけるべき。	ホットライン運用ガイドラインにおける違法情報は、「情報の流通そのものが法律によって禁止されているもの」に限っており、ワンクリック詐欺サイトのすべてを対象とすることはできません。ワンクリック詐欺サイト上に違法なわいせつ画像が掲載されていれば、当該画像について「振り込め詐欺等関連情報」としてではなく、「わいせつ情報」として、送信防止措置依頼等を行うこととなります。
4	オークションIDの売買を、振り込め詐欺等関連情報に係る違法情報として位置づけるべき。	ホットライン運用ガイドラインにおける違法情報は、「情報の流通そのものが法律によって禁止されているもの」に限っており、オークションIDの売買は、ガイドライン上の違法情報にあたりません。ただし他人の識別符号(ID、パスワード)の出品であることが明らかな場合には、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第4条における、不正アクセス行為を助長する行為の請負・仲介・誘引等に該当する情報となり、ホットライン運用ガイドラインにおける「公序良俗に反する情報」として対応することとなります。
5	公序良俗に反する情報についての記載はガイドラインから削除すべきである。	ホットライン運用ガイドラインは、いわゆる有害情報全般を対象としているのではなく、犯罪や自殺を引き起こすおそれがある情報を対象として、その該当性判断基準を明確にしています。また、これらの情報については、ホットラインセンターよりプロバイダや電子掲示板の管理者等に対し、利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼するものであり、依頼を受けた



プロバイダや電子掲示板の管理者において、それぞれの判断に基づき対応を行うこととなります。

第2 その他のご意見

寄せられたご意見の中には、ホットライン運用ガイドラインの違法情報、有害情報以外の部分に対するご意見やホットラインセンターの運用に関するご意見がありました。今回のホットライン運用ガイドライン協議会では、ホットライン運用ガイドラインの違法情報、有害情報の部分について検討を行ったものですので、その他のご意見は、今後の参考とさせていただきます。